

社長さん いらっしやい

有限会社AGS広島の社長、橋本勝彦さまです。



Q & A

業種 安全資機材 規制車一式 レンタル 販売

干支 戌年 B型 3代続けてBです

趣味 ゴルフ ベスト78 最近は90前後

カーブファンですか？ 大のカーブファン
(学生時代カーブ入団テストに挑戦！！
結果は？)

社長に就任したときの年齢
平成15年45歳の時に
苦勞して会社を立ち上げました

気がかりなこと 世の中の景気の動向

お店・会社のセールスポイント
お客さまの満足度が当社の満足度です。

馬耳東風

大場史郎

都市鉱山



レアアース・レアメタルなる言葉、今年ほど注目された年はありません。

これらは産業のビタミンのようなもの、リチウム電池などのハイテク部品に欠かせない希少金属です。

そのほとんどを中国に頼っている。

尖閣列島の事件で、中国が輸出を止めたので話題になった。

一國に依存しすぎるといふことは、ある意味リスクが高い。

会社でも一社に売上を依存しすぎると、同じようなことがおきる。

皆さま 気をつけてください。

事務所からのお知らせ

宮本佳依

平成23・24年度国土交通省、官庁営繕関係省庁等競争参加資格申請について

平成23・24年度の工事の定期受付が、インターネット方式により申請受付が始まっています。インターネット一元受付に参加できるのは以下のような機関があります。(計29機関)

- 1 国土交通省大臣官房会計課所掌機関
(各地方運輸局等、航空局、各地方航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所、国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎))
- 2 国土交通省地方整備局等
(道路・河川・官庁営繕・公園関係)
- 3 国土交通省地方整備局(港湾空港関係)
- 4 総務省
- 5 法務省
- 6 財務省財務局
- 7 厚生労働省
- 8 農林水産省
- 9 西日本高速道路(株) 他20機関

■申請受付期間
平成22年12月1日(水)～平成23年1月14日(金)

詳しくは、国交省インターネット一元受付ホームページ<https://www.pqr.mlit.go.jp/pqr/>もしくは、各担当者までお問い合わせください。

年末年始のお休みについて
今年は、12月30日から1月4日までお休みを頂きます。
よろしくお願い致します。



2011年 1月号

カケル

2010年12月10日発行
発行/株式会社イーマック
編集長/大場史郎
〒730-0002 広島市中区白島中町9番13号
Tel (082)227-7730 Fax (082)227-8861
E-mail webmaster@kaikai.co.jp
URL <http://www.kaikai.co.jp>



2010.12.4

坂本龍馬像



岩崎弥太郎生家の庭にある置き石。彼がこの石で日本を表していたと言われています。

社長の仕事 税理士 大場史郎

5分で100円

古くなった団地では、ほとんどが高齢者で、子供たちは大きくなり別所帯になっている。蛍光灯を取り替えたり、換気扇を拭いたりといった作業も億劫になる。そこで表題の「5分で100円、何でもします」というビジネスが成り立つ。

電話で相談を受け、急を要する仕事ではないので、こちらで予定を組み、現場で「この仕事なら、15分でできます。300円です」と見積もりをして、相手に納得してもらえれば、商談成立。チリも積もれば、山となる。脱サラで始めたこの仕事、軌道に乗って、来年は支店を別の団地に出すとのこと。

これはテレビでの情報です。こんな仕事もあるのだなあと思わず感心する。

街の電気屋さんが、大型の家電量販店に押されて、青息吐息である。こんな事業展開もできるのではないか。

最近良く見かけるのが、広島市内の中心部で、リヤカーで荷物を運ぶヤマト運輸。空いた1階の店舗やオフィスを借りて、中継地点にしてそこからリヤカーや

電動自転車で運んでいる。これならトラックを駐車する手間も省ける。中国では上海など大都市を中心に大胆に宅急便を事業展開しているヤマト運輸、かたや成熟した市場の日本ではリヤカーで運ぶ。大企業といえども、この対応の良さは感心する。

なかなか職が見つからない若者がインドの日系企業へ職を求めた姿もあった。

「日本に未練はありますか」と問われて、「昇給のほとんど望めない今の日本には未練はありません。それより、最初給料は低いが、毎年二桁で昇給するアジアに魅力を感じます」と若い女性が答えた。

日本に留まって活路を見つける、また新天地を求めて海外に出て行く。どちらも今の日本である。

一番ダメなのは、「どうなってんだ。国は何もしてくれん」と、嘆いて何もしない人達である。

2011年、流れが変わればチャンスは身の回りにいっぱいあります。

前向きに、前向きに行きましょう。

高年齢者雇用安定法の改正

平成18年4月1日改正施行、高年齢者雇用安定法の改正により、厚生労働省は高年齢者の安定した雇用の確保等図るため65歳未満の定年の定めをしている事業主に、下記のいずれかの措置を講ずるよう法律を改正いたしました。

- ①定年の引き上げ
- ②継続雇用制度（希望者を定年後も引き続いて雇用する制度）の導入
- ③定年の定め廃止

※定年の引き上げおよび継続雇用制度の義務年齢は、年金（定額部分）の支給開始年齢の引上げスケジュールに合わせ、次のように引き上げられます。

平成22年3月31日まで

63歳

平成22年4月1日から25年3月31日まで

64歳

平成25年4月1日から

65歳

高年齢者雇用継続給付

高齢化社会が進行する中で、働く意欲と能力のある高齢者の方に対して、低下した賃金に応じて給付金を支給し、60歳から65歳までの雇用の継続を援助、促進するためのもので、受給者本人（労働者）に直接支給されます。

高年齢者雇用安定法の改正により、継続雇用制度及び定年の引上げは必要不可欠です。

労働者に高年齢者雇用継続給付金の受給を促し、60歳以上労働者の賃金体系の見直しを実施することによって、事業主と労働者双方が働きやすい事業場を実現しましょう。

高年齢雇用継続給付については、次回以降詳しくご説明いたします。

“期限切れの印鑑証明書”

ある不動産業者の実話です。ある日、不動産業者（買主）は売主甲との間で土地の売買契約書を作成し、売買代金の支払いと引き換えに売主甲から①土地の権利書（登記済証）、②印鑑証明書、③登記申請の委任状（甲の実印を押印済）を受け取りました。その6日後、不動産業者が売主甲の代理人となって自己への所有権移転登記を法務局へ申請しようとしたとき、愕然としました。なんと売主甲の印鑑証明書の有効期限（登記申請の日から遡って3か月以内に発行されたものでなければならない。）が昨日で切れていたのです。印鑑証明書の有効期限が切れていると所有権移転登記申請は受理されません（却下されます。）。

さあ大変です。不動産業者は売主甲の印鑑証明書の有効期限が1か月くらいはあるだろうと思い込んでいたのですが、売主甲は、有効期間があつたと5日しかない印鑑証明書を不動産業者に渡していたのです。不動産業者は売主甲にもう一度印鑑証明書をくれるよう頼みましたが、売主甲は「印鑑証明書は既に渡している。」と言って応じません。「どうしてもと言うのなら、300万円で印鑑証明書を渡そう。」と言うのです。結局、不動産業者は売主甲に300万円を払って印鑑証明書をもらい、所有権移転登記をしました。どうやら嵌められたようです。土地を転売して儲けようと目論んでいた不動産業者は大損したのです。

そこで反省です。①印鑑証明書を受け取ったときにすぐ有効期限を確認しておけば、こんなことにはならなかった。②自分で登記して手数料を浮かそうとせず、契約の当初から専門家（司法書士）に登記申請を依頼すべきだった。やはり「餅屋は餅屋」です。専門家はそのためにいるのです。

なお、この失敗の今後の予防策としては、売買契約書中に『売主は、買主に対し、買主が登記申請する際に登記申請上有効期間を有する印鑑証明書を交付するものとする。』との条項を追加記入しておけばよいのです。印鑑証明書にはお気を付けください。

報酬・料金等に対する源泉徴収

宗盛早織

○概要

源泉徴収の対象となる所得については、給与等のほか原稿料や出演料など一定の者に支払う報酬料等についても一定の税率によって源泉徴収する必要があります。

○報酬料金等の範囲

報酬料金等の範囲には、謝礼、賞金、取材費、材料費、車賃、記念品代、酒こう料等の名目で支払われるものであっても、報酬・料金等の性質を有するものについては、源泉徴収をする必要があります。なお、報酬・料金等と区別して、交通機関・ホテル・旅館等に直接支払われる通常必要と認められる範囲の交通費や宿泊料などについては、源泉徴収しなくてもよいとされています。

報酬料金等の種類	源泉徴収税額
原稿料、著作権等の使用料、放送謝金等	1回の支払金額×10%(100万円超の部分は20%)
司法書士、土地家屋調査士又は海事代理士の業務に関する報酬料金	(1回の支払金額-1万円)×10%
弁護士、公認会計士、税理士、測量士等の業務に関する報酬料金	1回の支払金額×10%(100万円超の部分は20%)
診療報酬	(その月分の支払金額-20万円)×10%
プロ野球の選手等の業務に関する報酬料金	1回の支払金額×10%(100万円超の部分は20%)
プロボクサーの業務に関する報酬料金	(1回の支払金額-5万円)×10%
外交員、集金人又は電力量計の検針人の業務に関する報酬料金	(その月の支払金額-12万円(注))×10% (注)給与の支払があれば、12万円からその月中の給与の金額を控除した残額となる
芸能人の役務の提供を内容とする事業に対する報酬料金	1回の支払金額×10%(100万円超の部分は20%)
ホステス等の報酬料金	(1回の支払金額-1日当たり5千円(注))×10% (注)給与の支払があれば、給与の金額を控除した残額
役務の提供を約することにより一時に取得する契約金	1回の支払金額×10%(100万円超の部分は20%)
事業の広告宣伝のための賞金	(1回の支払金額-50万円)×10%
馬主が受ける競馬の賞金	(1回の支払金額-(1回の賞金の20%+60万円))×10%

収益の計上時期について

吉國雄一郎

法人の収益計上時期については、取引の形態別にその取り扱いがそれぞれ定められており、それぞれ次に掲げる日の属する事業年度において、売上として計上する事となります。下記のものはその中の代表的なものです。

- ① 棚卸資産の売却による収益（卸売業・小売業等）
 - …その引き渡しがあった日
 - …出荷日、相手方による検収日など
- ② 請負による収益（建設業等）
 - イ. 物の引き渡しを要する場合
 - …その目的物の全部を引き渡した日
 - …作業を完了した日、相手方の受け入れ場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日など
 - ロ. 物の引き渡しを要しない場合
 - …その約した役務の全部を完了した日
- ③ 固定資産の譲渡による収益
 - …その引き渡しがあった日
 - (ただし、その固定資産が土地、建物その他これらに準ずる資産である場合には譲渡契約の効力発生の日)
- ④ 賃貸借の契約に基づく使用料の収益（不動産賃貸業等）
 - …契約または慣習によりその支払いを受けるべき日